

- 3 土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) (2) (1) (2) (1) (2) (3) (3) (3)

(-) 主伐は、伐採による。
主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(-) 立木の伐採の方法

5 1 次のとおりとする。

5 1 指定施業要件の変更に係る森林の所在場所

いわき市西四倉町上柳生字中山一九九、二〇四の二

2 2 次のとおりとする。

2 2 保安林として指定された目的

2 2 土砂の崩壊の防備

3 3 次のとおりとする。

3 3 変更後の指定施業要件

(1) (1) 立木の伐採の方法

(1) (1) 主伐は、伐採による。

(2) (2) 立木として伐採をことができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) (2) 立木の伐採の限度

(3) (3) 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。)

令和七年十二月十九日

福島県知事 内堀雅雄

福島県告示第八百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があつた。

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南会津郡南会津町永田字下沼二七九〇の二、字品木沢二七八二の一（次の図に示す部分に限る。）、二七八二の二

2 保安林として指定された目的

3 立木の伐採の方法

(1) 土砂の流出の防備

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

福島県告示第八百二十三号

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第八百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があつた。

令和七年十二月十九日

福島県知事 内堀雅雄

(森林保全課)

福島県告示第八百二十四号

新編 三國志 卷之三十一 (上)

第三十三課 三十二 一 善用一 二 三 四 去多

卷一百一十五

- 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林大臣から通知があつた。

令和七年十二月十九日

福島県知事 内堀 雅雄

一 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
耶麻郡北塙原村大字大塙字松手六七四五の四

2 2 保安林として指定された目的

3 3 (一) 土砂の流出の防備
(二) 立木の伐採の方法

4 1 (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をことができる立木は、北塙原村森林整備計画の定める標準伐期齡以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

5 2 (一) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

6 1 指定施業要件の変更に係る保有林の所在場所
耶麻郡北塙原村大字大塙字唐沢六七四八の一七

7 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

8 3 (一) 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法

9 1 (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) (1) 主伐として伐採をすることができる立木は、北塙原村森林整備計画の定める標準伐期齡以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

10 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

- 三一 指定施業要件変更に係る保安林の所在場所
耶麻郡北塩原村大字大塩字焼峰紫蕨沢七五二九の四
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
主伐は、択伐による。
(2) (1) 主伐として伐採をすることができる立木は、北塩原村森林整備計画の定める
標準伐期齡以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 四一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
耶麻郡北塩原村大字大塩字高曾根八五二八の三
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 二 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
主伐は、択伐による。
(2) (1) 主伐として伐採をすることができる立木は、北塩原村森林整備計画の定める
標準伐期齡以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 五一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
耶麻郡北塩原村大字大塩字敷山八五三一の二
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
主伐は、択伐による。
(2) (1) 主伐として伐採をすることができる立木は、北塩原村森林整備計画の定める
標準伐期齡以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 六一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
耶麻郡北塩原村大字北山字桂沢二二八六の二から二二八六の三まで、二二八六の五、二二八六の六、二二八六の一四から二二八六の二三まで、二二八七から二三〇

- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
主伐は、択伐による。
(2) (1) 主伐として伐採をすることができる立木は、北塩原村森林整備計画の定める
標準伐期齡以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 七一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
耶麻郡北塩原村大字大塩字平喰八六五六、八六五七、字太田五九五九の三
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 二 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
主伐は、択伐による。
(2) (1) 主伐として伐採をすることができる立木は、北塩原村森林整備計画の定める
標準伐期齡以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 三 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
主伐は、択伐による。
(2) (1) 主伐として伐採をすることができる立木は、北塩原村森林整備計画の定める
標準伐期齡以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保
全課及び北塩原村役場に備え置いて縦覧に供する。）
(森林保全課)
- 福島県告示第八百二十五号
道路法（昭和二十七年法律第百八十八号）第十八条第一項の規定に基づき、県道につ
て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画
課及び福島県南会津建設事務所で令和七年十一月十九日から一週間一般の縦覧に供する。
令和七年十一月十九日

福島県告示第八百二十七号
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和七年十二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和七年十二月十九日

(道路計画課)

路線名		区間		敷地の幅員 (メートル)	延長
変更後	変更前	変更別 変更後前	変更別 変更後前		
A 一三・六 三五・七	A 一六・一 三九・〇	(メートル)	(メートル)		
六〇八・三	六〇八・三				

福島県知事 内堀 雅雄

福島県告示第八百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和七年十二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和七年十二月十九日

(道路計画課)

路線名		区間		敷地の幅員 (メートル)	延長
変更後	変更前	変更別 変更後前	変更別 変更後前		
一一・二 一五・三	六・六 一八・四	(メートル)	(メートル)		
三六八・〇	三六八・〇				

(道路計画課)

福島県知事 内堀 雅雄

令和七年十二月十九日

福島県知事 内堀 雅雄

一 指定公金事務取扱者の名称

福島県知事 内堀 雅雄

福島県告示第八百二十九号
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百四十三条の二第三項の規定により、公金の収納事務に係る指定公金事務取扱者（同条第二項の指定公金事務取扱者をいう。以下同じ。）から次のとおり変更の届出があつた。
 令和七年十二月十九日

(道路計画課)

路線名		供用開始の区間		供用開始の期日	福島県知事 内堀 雅雄
変更後	変更前	変更別 変更後前	変更別 変更後前		
九番一地先から 一番一地先まで	双葉郡浪江町大字両竹字庄司口二 同 郡 同 町大字両竹字庄司口二	令和七年一二月一九日			

(道路計画課)

路線名		区間		敷地の幅員 (メートル)	延長
変更後	変更前	変更別 変更後前	変更別 変更後前		
A 一三・六 三五・七	A 一六・一 三九・〇	(メートル)	(メートル)		
六〇八・三	六〇八・三				

路線名		区間		敷地の幅員 (メートル)	延長
変更後	変更前	変更別 変更後前	変更別 変更後前		
同 郡 同 町大字両竹字庄司口二 字庄司口二二番一地先	双葉郡浪江町大字中浜 字西川原四九番一地先	令和七年一二月一九日			

二 KDDI株式会社
変更事項
所在地

(変更前) 東京都千代田区飯田橋三丁目十番十号

(変更後) 東京都港区高輪二丁目二十一番一号 THE LINK PILLAR
1 N O R T H

(出納総務課)

令和7年12月19日
福島県知事 内堀雅雄
日時 令和7年12月21日7時以降
場所 小名浜海陸運送株式会社(福島県いわき市小名浜字高山三二二一)
概要 全職場において、日曜日の就労拒否、コンテナ連続作業拒否、年末年始就労拒否を実施する。

(雇用労政課)

福島県告示第八百三十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十二条の二の三第一項の規定により、福島県窓口収納におけるキャッシュレス決済収入に係る指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和7年12月19日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定納付受託者の名称及び所在地

株式会社日専連ラーベルサービス 宮城県仙台市青葉区中央一丁目三番一号

二 指定納付受託者に指定した日

令和7年10月14日

(出納総務課)

公 告

公告第二百三十五号

次の徴税吏員証票については、令和7年11月17日紛失した旨届出があったので、同日以降該徴税吏員証票は無効とする。

令和7年12月19日

福島県知事 内堀雅雄

徴税吏員証票	名 称	発 行 年 月 日	番 号
令和四年四月一日			
第四〇七三号			

(税務課)

公告第二百三十六号

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定により、全日本港湾労働組合東北地方小名浜支部海陸分会執行委員長柳井義幸から組合員の解雇撤回要求に関して次のとおり争議行為を行う旨、令和7年12月10日付けで通知があった。

公告第237号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和7年12月19日

福島県知事 内堀 雅雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
自走式揚艇機 1台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和7年10月31日
- 4 落札者の氏名及び住所
ゼニヤ海洋サービス株式会社 大阪府池田市豊島南二丁目176番1号
- 5 落札金額
165,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和7年9月19日

（入札用度課）

福島海区漁業調整委員会

福島海区漁業調整委員会指示第七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百二十条第一項の規定により、ひらめの保護増殖を図るため、ひらめの採捕等について、次のとおり指示する。

令和七年十一月十九日

福島海区漁業調整委員会
会長 今野智光

一 指示の内容

- 1 福島県海面において、全長三十センチメートル未満のひらめは、採捕してはならない。ただし、試験研究機関等が試験研究のため採捕する場合は、この限りでない。
- 2 漁業を営む者又は水産動植物の販売若しくは加工を業とする者は、1の規定に違反して採捕されたひらめ又はその製品を所持し、販売し、又は加工してはならない。

二 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和八年一月一日から同年十二月三十一日までとする。